

1 日 時 令和 7 年 1 月 9 日 木曜日

開会 9 時 00 分 閉会 10 時 20 分

2 場 所 京都市総合教育センター 第 1 研修室

3 出席者	教 育 長	稲田 新吾
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	野口 範子
	委 員	松山 大耕
	委 員	石井 英真
	委 員	濱崎 加奈子

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

9 時 00 分、教育長が開会を宣告。

(2) 前会会議録の承認

第 1521 回京都市教育委員会会議の会議録について、全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 2 件、報告 2 件

イ 非公開の承認

議案 1 件、報告 1 件については、市長の作成する議会の議案に対する意見の申出及びその他の関係機関と協議等を必要とする事項に関すること、訴訟及び不服申立てに関する案件であり、京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため、京都市教育委員会会議規則に基づき、非公開とすることについて、全員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から、議案 1 件、報告 1 件について、会議を非公開とすることを宣言。

エ 議決事項

議題 3 2 号 「令和 7 年度学校教育の重点」について

(事務局説明 野口 学校指導課長)

「令和7年度学校教育の重点」について資料に沿って説明する。

本市では、京都市基本計画の教育施策を「京都市の教育に関する大綱」に位置づけている。学校教育の重点は、その具体化に向けて、中期的な視点も踏まえつつ、単年度の指針と重点取組を定めた実行計画である。

まず、令和7年度の学校教育の重点の改訂にあたり、特に重視したポイントを4点説明する。

1点目、改訂の方針についてである。本市の目指す子ども像である「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子ども」や「一人一人の子どもを徹底的に大切にする」という、かねてから大切にしてきた大きな考え方、方針は継続している。

2点目、文章量の削減についてである。令和6年に実施した教職員アンケート調査において、学校運営の方針を検討する校長にとっては、満足度が高い状態である。しかし、教職員の約2割からは、読みやすさの向上に関する内容の改善要望があったことを踏まえ、教職員にとって、より読みやすいものとなるよう、全体の構成は維持しつつ、文章量、表現の点検を行い、本文の字数を約15%削減している。

3点目、教育委員からの御意見を踏まえ、子どもだけでなく教職員についても、「一人一人を徹底的に大切にする」という趣旨を新たに追加している。

4点目、同じく、教育委員からの御意見を踏まえ、伝統文化について、「伝統文化を学ぶこと」及び「子どもに培われる力」の結びつきを意識した記載を新たに追加している。

続いて、主な変更点について説明する。

第1章「目指す子ども像と3つの姿」では、本市の目指す子ども像、3つの姿について記載している。策定にあたっての説明の中でも触れたが、「伝統と文化を受け継ぎ、次代と自らの未来を創造する子ども」という目指す子ども像、そして、3つの姿は、本市教育の目指すところとしてふさわしいと考えており、引き続き、維持する。その上で、今回の改訂では、「子どもたち一人一人が幸せや生きがいを感じられるとともに、子どもたちを取り巻く場の幸せや豊かさもまた大切である」との視点について新たに記載している。

第2章では、全教職員に意識してもらいたいことを5つに柱立てして記載している。5つの柱の一つである「よりそい」において、11月に「京都市ケアラーに対する支援の推進に関する条例」が施行されたことを踏まえ、子どもから発せられる兆候への意識や相談しやすい環境づくりの視点から記載内容を充実している。

第3章では、単年度ごとの重視する視点を記載しており、ここでの主な変更箇所3点について説明する。

1点目は、冒頭のポイントでも触れた、「一人一人の教職員を徹底的に大切にする」という言葉を新たに明記している。これまでから、2章の「つとめ」で教職員のウェルビーイングについて触れるなど、本市として教職員を大切にする姿勢はかねてから持っていたが、教職員の労働環境、心身の健康について、社会的にも焦点があたっている中、ストレートに教職員を徹底的に大切にすること、健康を大切に考えていることを打ち出している。なお、同趣旨で第4章にも、記載を追加している。

2点目は、子どもの世界を広げる場ともいえる学校園において、学校運営協議会をはじめ、外部の教育資源を活用しながら、子どもの「知りたい」「学びたい」という気持ちを引き出すうえで重要な多様な体験的活動を推進する旨を記載している。

3点目は、教育の推進にあたって、アナログとデジタル双方の強みを踏まえ、効果的に

融合させる旨について、記載している。

第4章については、まず前文には3章で述べたとおり、教職員を徹底的に大切にすること、心身の健康を重視することを直接的に表現する趣旨で、変更を加えている。なお、ここで、「教育委員会との連携の下」や「PTAや学校運営協議会の理解と協力の下」と記載したのは、一般教職員の健康管理のために管理職の健康管理を疎かにするのではなく、関係機関がともに考えること、関係機関に頼る部分は頼ってもいいという考えからである。

続いて、「生きる力」を育む15の取組での主な変更箇所としては、幼保小の更なる連携について記載したほか、伝統文化を学ぶことと子どもに培われる力について記載している。また、規範意識の育成や問題行動への対処について、家庭や関係機関との連携の下、取り組む必要性、子どもが学校に行きたい、学びたいと感じられる学校風土の醸成の必要性について記載している。

(委員からの主な意見)

【野口委員】 日本の科学技術を支えていくためには、子どもたちが科学技術に関心を持ち、積極的に学ぶことが必要になると認識しているがそのような記載はあるか。なければ、記載してほしい。

【事務局】 その点に関し、直接的に言及している記載はない。追記を検討する。

【笹岡委員】 本文が15%削減され、読みやすくなったと思う。次年度も引き続き、文章量の削減を意識して作成していただきたい。また、現場に伝える際には昨年からの変更箇所を明示してもらいたい。

【松山委員】 先日、イチロー氏と松井秀喜氏の対談記事を読んだ。ベースボールは、多くがデータに基づき、これまでは人間同士が様々な駆け引きの中で工夫を凝らして発見してきたことを人工知能が発見し、人はそれをフォローするだけとなり、スポーツの醍醐味が失われているという内容だった。それに対し、華道や茶道などの「道」の世界は、深めていくという世界だと思う。他者との比較ではなく、自らの体験を積み重ね、精神的にも深まっていく点が、豊かさや醍醐味につながるものであり、これからのAI時代に非常にマッチしている。自らを高める、自己研鑽の極みとも言える「道」をたしなむことがこれからの教育において非常に重要。また昨今、継続することができない、一つのことをやり切ることができない人が増えており、そうした意味でも「道」を学ぶことは大事。

仏教には三慧（聞慧、思慧、修慧）という教えがあり、三つのうち、どれが欠けてもいけないと言われている。この中で、思慧はリフレクション、言い換えれば自分と向き合う、情報を鵜呑みにせず疑う、咀嚼するというような意味になるが、これが特に今の教育において足りていない。この思慧（リフレクション）は継続する力にもつながると考えており、学校教育の中でどのように思慧（リフレクション）の時間を持つかということについても、今後検討していただきたい。

【濱崎委員】 伝統文化について、記載いただきありがたい。伝統文化を学ぶことはすべての学びの根底となるものであり、その意義について先生方が腹落ちすることが大事。更なる議論が深まることを期待する。

また、ウェルビーイングという言葉の使用方法について、ウェルビーイン

グ“な”学校風土やウェルビーイング“な”社会という使い方はあまり聞いたことがないが、正しい使い方なのか。

【事務局】 今一度、文科省や他都市の文章などの確認も行い、必要があれば訂正する。

【石井委員】 次期学習指導要領の中央教育審議会への諮問の中でも、一人一人の先生に読んでもらえるように、文章を読みやすくコンパクトにすることがポイントとして挙げられている。今回の改訂で学校教育の重点も文章量を減らし、読みやすくなったことはよいことだと思う。

続いて、3章の小・中・小中学校に記載されている内容で、「一人一人が問を持ち、主体的に課題解決に向かうことができる環境づくりや主体的な学びを支援する伴走者として」と記載されているが、この内容については誤解を生まないように注意いただきたい。一人一人の子どもが問を持ち、主体的に学ぶように伴走することは大事なことだが、必ずしも教師から教えていけないというわけではない。むしろ、子どもの主体性に任せきりにすることの方がよくない。教えることと伴走することのバランスを取ることが重要になる。説明動画では、教師が指導することを躊躇しないように補足してほしい。

また、現行の学習指導要領を踏まえた教育の実現の課題として、教員不足と不登校が挙げられている。持続可能な学校づくりと多様性に対応する包摂性を持った学校づくりを体現する必要がある。そうした中、学校教育の重点において、「教員のウェルビーイング」や「子どもが学校に行きたい、学びたいと感じられる学校風土の醸成」についてもフォーカスし、言及している点は評価できる。

(議決)

教育長が、「議第32号 令和7年度 学校教育の重点」について、一部記述の修正を留保したうえで、各委員「異議なし」を確認、議決。

オ 報告事項

報告 公立高校入学者選抜制度の見直し案について

(事務局説明 小枝 学校指導課 担当課長)

「京都府公立高等学校の新しい入学者選抜制度」(案)に係るパブリックコメントの実施について御説明申し上げます。

現行の京都府公立高等学校の入学者選抜制度については、平成26年度選抜から実施しているが、制度導入から10年以上が経過する中で、中学生が主体的に自身の個性や能力に応じて高校選択できるより良い制度となるよう、この間、府市教育委員会及び府下の公立中学・高校の代表者で、制度の見直しの検討・議論を進めてきた。

この度、新制度の骨格・枠組みを示した「新しい入学者選抜制度」(案)を京都府教委とともに取りまとめ、昨年度末からパブリックコメントを実施しており概要を御報告する。

まず、現行制度の実施概要だが、全日制では前期・中期・後期選抜といった3回の受検機会を確保している。それぞれの概要だが、「前期選抜」では、募集人員が学科等により異なっており、普通科では募集定員の30%、職業学科では同70%、その他専門学科では同100%を募集し、複数の検査項目を組み合わせた3つの選抜方式から各校が定めて実施している。

次に、「中期選抜」では、前期選抜で定員の100%を募集した学科以外で実施致しているが、複数校志願が可能であり、全校共通の学力検査及び中学校からの報告書による選抜となっている。

続いて、「後期選抜」では、前期及び中期選抜実施後、なお相当の欠員が生じた高校で実施している。

以上、現行制度については、3回の受検機会や、セーフティネット機能を有する複数校志願制度などにより、中学生の主体的な進路選択と進路保障の両立を図る制度設計となっている。

次に、現行制度の見直し等について、御説明申し上げます。

現行制度の課題と改善の方向性について、まず1点目として、中学生の主体的な進路選択の結果であるものの、現行の前期選抜と中期選抜ともに同じ学校・学科等を志願している生徒が多く、同一校・同一学科を2度受検することによる、受検生の負担軽減を図りたいこと。

2点目、現行の3回の選抜回数を見直すことで、本検査から追検査までの期間の延長や教員業務の負担緩和を図りたいこと。

3点目、学科等により前期選抜と中期選抜の募集割合が複数設定されているなど複雑との意見もあり、改善を図りたいこと。

4点目、中学生の進路選択・決定に向け、私学入試日程も考慮した適切な日程を設定したいこと。以上が現行制度の課題と改善の方向性となっている。

続いて、新たな制度案の全体像を御説明申し上げます。

はじめに、受検機会についてだが、現行制度では2月中旬から下旬に前期選抜、3月上旬から中旬に中期選抜、3月下旬に後期選抜と計3回の選抜を実施している中、新しい制度案では、このうち、前期及び中期を一本化し、新たな前期選抜として2月中下旬に検査を実施のうえ、3月上旬に合格発表を予定しており、3月中旬に実施予定の後期選抜とあわせて計2回の選抜としている。

次に、合格者決定の方法等について御説明申し上げます。

一本化後の新たな前期選抜では、すべての学校学科等で募集定員の100%を募集し、以下全て仮称だが、現行の前期選抜に相当する「独自枠」と現行中期に相当する「共通枠」の2つの枠を設け、志願は両方またはいずれかのみとし、これまでと同様、合わせて最大4校4学科等の志願を可能としている。

選抜日程は連続する2日間で、1日目に共通学力検査、2日目に学校独自の検査を実施のうえ、「独自枠」「共通枠」の順で合格者を決定する。

続いて、新たに設ける「独自枠」及び「共通枠」の詳細について御説明申し上げます。

はじめに、「独自枠」については、現行の前期選抜同様、学科等により異なる募集人員を設定のうえ、各校が定める検査項目や配点をもとに合格者を決定する選抜とし、志願は1校1学科等としている。

次に、「共通枠」についてだが、現行の中期選抜を継承し、募集定員から「独自枠」の合格者を除いた数について、共通学力検査と中学校からの報告書により合格者を決定する選抜とし、最大3校3学科等の志願を可能とすることで、セーフティネットの役割である複数校志願方式を引き続き採用している。

また、「後期選抜」についても、現行制度と同様に、前期選抜実施後、相当の欠員のある学科において実施することとしている。

なお、本制度案の実施予定時期についてだが、現在の中学1年生が対象となる令和9年度選抜以降の実施を予定している。

続いて、只今実施しているパブリックコメントの概要を御説明申し上げる。

募集期間は令和6年12月26日（木）～令和7年1月31日（金）としており、提出方法は郵送・FAX・WEBにより御意見を府市教育委員会に提出いただく。

なお、意見募集用紙については京都府の各広域振興局等、京都市役所・区役所支所等で配布のほか、ホームページでも周知しており、新制度の対象となる府下公立中学校の1年生には各校を通じて意見募集開始前に用紙を配布している。

最後に、今後の予定だが、令和7年3月を目途に、パブリックコメントを踏まえた「新しい入学者選抜制度」（案）を取りまとめ、市議会に報告の上、教育委員会で議案を提出したいと考えている。

（委員からの主な意見）

【笹岡委員】 生徒・保護者に新制度の趣旨や概要を理解いただくことが重要と考えるが、周知にあたって工夫されている点はあるか。

また、現時点でのパブリックコメントの提出状況は如何か。

【事務局】 円滑な制度導入に向けて、新制度案のポイントや制度見直しの趣旨を理解いただくための説明動画を作成しており、HPで配信している。

パブリックコメントの状況だが、現時点で115件の御意見を頂いており、前・中期選抜の一本化に伴い、検査日が2月で完結することを好意的に受け止めるなど全体的に肯定的な意見を頂いている。一方で、新制度案では2日連続で検査を実施するため検査科目数によっては生徒負担が増大するのではとの意見や、受検回数が減少する中で体調不良等で欠席した場合でも安心して受検ができるよう追検査まで相当の期間を確保すべきとの御意見も頂いている。生徒負担軽減の観点や丁寧な周知が求められていることを改めて認識したところであり、引き続き、こうした観点を踏まえ検討を進めていく。

【松山委員】 海外では日本の教育環境に魅力を感じ、その中でも京都の学校に通学させたいとのニーズが一定数あると聞くが、比較的学力の高い外国籍生徒であっても日本語や国語面が不十分なため学校の選択肢が限定されるケースがあるようだ。現状では、そうした生徒の受入先は私立高が担っている部分が大いと思うが、今後増加することも想定されるので、制度改革を機に、公立高でも検討してはどうか。

【事務局】 多様性確保の観点を踏まえると、選抜制度の枠組みや各高校の特色の中で、そうした外国籍生徒の受入について検討することも今後求められると考える。市立高では現在、インターナショナルスクールとの連携について検討を進めており、まずはこうした学校との交流を契機に、多様な生徒受入についても議論を進めてまいりたい。

【石井委員】 高校入試における複数回の受検機会については様々な論点がある。受検生だけでなく中高の教職員にとっても相当の業務負担が生じている中で、現行制度ではその機会が十分に機能していないという見方もあり、今回の制度改革の方向性は妥当な変更であると捉えている。

(4) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

12月17日 令和6年度京都市総合教育会議

12月18日 第18回学校職員教育貢献表彰式典

12月21日 京の高校生探究パートナーシップ事業「京都探究エキスポ」

12月23日 安野貴博氏による京都市立堀川高校での講演会

12月25日 文教はぐくみ委員会

○事務局から、当面の日程について説明

(5) 閉会

10時20分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長